

健診結果の提供にかかる同意書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会青森支部(以下「協会支部」という。)が健診実施機関より事業者健診データの提供を受け、協会支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 事業者健診データの取得に際し、協会支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、協会支部が取得する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導(特定健康診査を含む)・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されないことがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。(ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。)

記入日 令和 年 月 日

(1) 事業所情報等

被保険者証の記号	(7桁または8桁の数字)		
所在地 事業所名称 代表者名	Ⓜ		
電話番号		担当者名	
健診受診時期	月頃		

(2) 事業者健診の受診機関(該当する健診機関に☑をしてください。)

青森	<input type="checkbox"/> 青森クリニック	八戸	<input type="checkbox"/> 八戸西健診プラザ	弘前	<input type="checkbox"/> 弘前市医師会健診センター
	<input type="checkbox"/> 青森県総合健診センター	南部	<input type="checkbox"/> 南部病院		<input type="checkbox"/> 健生病院
	<input type="checkbox"/> あおもり健康管理センター		<input type="checkbox"/> 南部町医療センター	五所川原	<input type="checkbox"/> (医)白生会 胃腸病院
	<input type="checkbox"/> 慈恵クリニック	野辺地	<input type="checkbox"/> 戸館内科整形外科医院		<input type="checkbox"/> 増田医院
	<input type="checkbox"/> しんまちクリニック	七戸	<input type="checkbox"/> 公立七戸病院	外ヶ浜	<input type="checkbox"/> 外ヶ浜中央病院
	<input type="checkbox"/> 全日本労働福祉協会	十和田	<input type="checkbox"/> 十和田東病院	むつ	<input type="checkbox"/> 田村胃腸科内科医院
	<input type="checkbox"/> (医)芙蓉会 村上病院	三沢	<input type="checkbox"/> 三沢市立三沢病院		<input type="checkbox"/> みちのくクリニック
八戸	<input type="checkbox"/> ちよじの森内科クリニック	弘前	<input type="checkbox"/> くどう内科 消化器・肝臓クリニック(旧工藤医院)		<input type="checkbox"/> むつ総合病院
	<input type="checkbox"/> 八戸市総合健診センター		<input type="checkbox"/> 鳴海病院	大間	<input type="checkbox"/> 大間病院
その他(上記以外で受診している方がいる場合は、健診機関名をご記入ください。)					

2209労

事業主の皆様へ

事業者健診結果を (定期健康診断)

協会けんぽにご提供ください

提供のメリット

メリット① 健康保険料率の引き下げにつながる

メリット② 無料で健康サポートを受けられる

 **全国健康保険協会 青森支部**
協会けんぽ

詳しくは
中面をご覧ください

提供のメリットは？

メリット① 健康保険料率の引き下げにつながる

特定健康診査、特定保健指導（健康サポート）の実施が協会けんぽ等の保険者に義務付けられておりますが、受診率が高くなることで、インセンティブ制度*1により、青森支部の健康保険料率が引き下げられます。

上記の受診率は、協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」と、健診結果をご提供いただいた事業者健診の合計です。ご提供いただくことで初めて反映されます。



*1 インセンティブ制度についてはこちら

メリット② 無料で健康サポートを受けられる

ご提供いただいた健診結果から、生活習慣病のリスクが高い方に対し、適切な食事・運動などの生活習慣の見直しについて、支部の保健師、管理栄養士が無料でサポート（特定保健指導）*2します。

健診は、今の病気を発見するだけでなく、将来の病気の予防、健康づくりの取り組みにつなげることが目的です。ぜひ、ご利用ください！

キーワードは「コラボヘルス」



*2 健康サポート（特定保健指導）についてはこちら

どのような方法で提供すればいいの？

事業者健診を実施している健診機関は下表にありますか？

はい

右ページのⅠまたはⅡの方法でご提供をお願いします。

いいえ

データ（CD-R等）でご提供いただくか、健診結果票の写し及び「質問票兼同意書」（ご本人記入）をご提供願います。大変お手数ですが、ご提出前に青森支部（右ページ下）までご連絡をお願いいたします。

青森	青森クリニック	八戸	八戸西健診プラザ	弘前	弘前市医師会健診センター
	青森県総合健診センター	南部	南部病院		健生病院
	あおもり健康管理センター		南部町医療センター	五所川原	(医)白生会 胃腸病院
	慈恵クリニック	野辺地	戸館内科整形外科医院		増田医院
	しんまちクリニック	七戸	公立七戸病院	外ヶ浜	外ヶ浜中央病院
	全日本労働福祉協会	十和田	十和田東病院	むつ	田村胃腸科内科医院
	(医)芙蓉会 村上病院	三沢	三沢市立三沢病院		みちのくクリニック
八戸	ちょうじやの森内科クリニック	弘前	くどう内科 消化器・肝臓クリニック(旧工藤医院)		むつ総合病院
	八戸市総合健診センター		鳴海病院	大間	大間病院

提供の対象者は？

40歳～74歳の協会けんぽ被保険者です。

生活習慣病予防健診を利用、または利用予定の方は不要です。

I. 協会けんぽに健診結果を提供する旨を含んだ契約を健診機関と締結する方法

事業者健診のご契約の際に「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。また、健診時には保険証のご持参をお願いいたします。



II. 同意書を協会けんぽに提出する方法

健診機関が健診結果を協会けんぽに提出することについての同意書を協会けんぽにご提出（ご郵送）願います。裏面の同意書をコピーしてご利用ください。一度ご提出いただくと、健診機関の変更がない限り有効です。



個人情報を提供しても問題はないの？

事業者健診（定期健診）結果を保険者に提供することは、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項及び第4項、健康保険法第150条第2項及び第3項により事業主様に義務付けられており、個人情報保護法上の問題はありません。

また、健診結果は、保健事業以外の用途で利用することはありません。

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）

第27条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定められるものを提供しよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、当該記録の写しを提供しなければならない。

お問い合わせ・ご提出先

 全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階 TEL 017-721-2723(保健グループ)